

## 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、別に定める公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づいて実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(適合証明業務の申請手数料)

第2条 建築物に関する適合証明業務に係る手数料の額は、別添のとおりとする。

(納入すべき手数料の額)

第3条 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める手数料が適当ではないとセンターが判断した場合には、センターと申請者の協議により定める額とする。

## 適合証明業務手数料

## I. 新築住宅

## 1. 戸建住宅の一戸あたりの検査料

		設計検査料	中間検査料	竣工検査料
耐震性基準	単独申請	31,000円	15,000円	15,000円
	同時申請	21,000円	5,000円	5,000円
上記以外	単独申請	13,000円	15,000円	15,000円
	同時申請	5,000円	5,000円	5,000円

同時申請： 当センターで建築基準法による確認及び各検査、性能評価の設計評価及び建設評価、性能保証制度の現場検査を同時に受ける場合に適用する。

※ 同時申請で、建築基準法による中間検査等がない場合、中間検査料は単独申請と同様の扱いとなります。

## 2. 共同住宅の一戸あたりの検査料

設計検査	2,100円/戸
竣工検査	4,000円/戸

## II. 支払方法等

現金または、口座振込み

設計検査申請時に竣工検査料まで一括支払いとする。

口座振込みの場合は、振込みを確認してから、合格証等を交付する。